

「プリペイドカード」払戻のお知らせ

平成29年7月9日をもちまして終了となります燃料油給油の「プリペイドカード」のご利用廃止に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の通り平成29年7月10日より払戻を実施いたします。ついては、「残額のあるプリペイドカード」をお持ちのお客様は、払戻申出期間内に申出頂き、払戻手続をして頂きますよう、お願いいたします。

記

- ① 前払式支払手段の種類 金額表示残高加減型プリペイドカード
- ② 払戻実施者 株式会社小栗屋
- ③ 払戻申出期間

平成29年7月10日（月）～平成29年10月9日（月）

各日9時～17時まで

※払戻申出期間経過後は本払戻手続から除斥されますので、ご注意下さい。

- ④ 払戻方法 恵那給油所に「プリペイドカード」をご持参の上、申し出願います。プリペイドカードと引替えに現金を払い戻しいたします。
- ⑤ お問合せ先 株式会社小栗屋 恵那給油所
〒509-7205 岐阜県恵那市長島町中野 278-5
TEL 0573-25-5371

尚、既存のスタッフ給油は、そのまま営業いたしますので、引き続きご愛顧の程、よろしくお願ひ申し上げます。